

横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業

運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会が管理する横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ（以下、「事業所」という。）が行う介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援者等に対し、事業所の担当職員（以下、「従業者」という。）が、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、要支援者等であるご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また、介護予防の効果が最大限発揮され、ご利用者が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を作成し、支援するものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、ご利用者の要支援状態の悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、公正中立な立場で総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 適切な事業を実施するため、運営法人が規定する「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」に則り、職員が個人として人権を尊重され、快適な業務遂行ができる環境を整備する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ
- (2) 所在地 横浜市瀬谷区二ツ橋町 469

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるために必要な命令を行う。
- (2) 担当職員 2名以上（常勤）
1名以上（非常勤）

担当職員は、介護予防サービス計画の作成とその他必要な指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)と施設点検日(毎月第3日曜日)を除く。

(2) 営業時間

午前9時から午後5時までとする。

(事業の提供方法)

第6条 事業の提供方法は次のとおりとする。

(1) 事業の提供にあたっては、ご利用者の自宅又は事業所の相談室において、ご利用者及びそのご家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいようわかりやすく説明を行うとともに、相談に応じる。

(2) 従業者は、介護予防サービス計画の作成にあたっては、ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びそのご家族に面接したうえで適切な方法でご利用者の課題分析を行う。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 介護予防サービス計画の作成にあたっては、ご利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等によるサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者又はそのご家族に対して提供する。

(2) 介護予防サービス計画の作成にあたっては、ご利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握したうえで、次に掲げる領域ごとにご利用者の日常生活の状況を把握し、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう支援すべき総合的な課題を把握する。

① 運動及び移動

② 家庭生活を含む日常生活

③ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

④ 健康管理

(3) ご利用者の課題分析の結果等を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成する。

(4) サービス担当者会議の開催により、ご利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

(5) 当該介護予防サービス計画の原案の内容についてご利用者又はそのご家族に対して説明し、文書によりご利用者の同意を得て、介護予防サービス計画とする。

(6) 当該介護予防サービス計画をご利用者及びサービス事業者に交付する。

(7) 介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスごとの計画書の提出を求める。

(8) 指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、サービスごとの計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況やご利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取する。

(9) 介護予防サービス計画作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。実施状況の把握にあたっては、少なくともサービス提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びにご利用者の状況に著しい変化があったときは、ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者に面接する。ご利用

用者の自宅を訪問しない月においては、可能な限り指定介護予防サービス事業所を訪問する等の方法によりご利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等によりご利用者との連絡を実施し、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。

- (10) 指定介護予防サービス事業者等からご利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、ご利用者の服薬状況、口腔機能その他のご利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、ご利用者の同意を得て主治医若しくは歯科医師又は薬剤師に提供する。
- (11) 介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するとき、当該計画の目標の達成状況について評価する。
- (12) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、ご利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、ご利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。また、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行が円滑に行われるよう連絡調整を行う。

- 2 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準をもとに保険者が定めるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。（別表1）

ただし、介護予防支援の場合は、本人の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料に相当する給付を受領できない時、契約者は別紙料金表の通りサービス利用料の全額を事業所に対し、一旦支払うものとする。介護予防ケアマネジメントはこの範囲ではない。

- 3 第16条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費は、徴収しない。

（衛生管理等）

第8条 事業所において感染症の発生及びまん延を防止するために必要な措置を講ずる。

- (1) 委員会の設置
事業所は常勤会議等において、衛生委員会を設定（年2回以上）する。
- (2) 担当者の選任
事業所における衛生管理者又は衛生推進者とする。
- (3) 指針の整備
事業所における「感染症の予防・まん延防止に関する指針」を作成する。
- (4) 研修の実施
職員全体会議等において定期研修及び訓練を実施する。

（緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、介護予防支援を実施中にご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（相談・苦情対応）

第10条 事業所は、ご利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に関するご利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第 11 条 事業所は、ご利用者に事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- (1) 事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。
- (2) 事業所は、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

(災害等非常時への対策)

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年 2 回以上定期的に行う。

2 感染症及び非常災害等発生時における事業継続計画（BCP）を策定し、定期的な研修及び事業継続計画に基づく訓練を実施する。

(虐待の防止)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 運営法人において定期的に開催する虐待の防止のための対策を検討する委員会の内容について、事業所の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 虐待が発生した場合は、高齢者虐待防止のための指針に基づき対応する。

(身体拘束等の適正化)

第 14 条 ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 ご利用者およびそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」等、法令を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得たご利用者およびそのご家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者およびそのご家族の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 16 条 通常の事業の実施地域は別表 2 のとおりとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 3 回以上

2 従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持する。

3 当事業所は、職員であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人横浜市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和8年6月1日から施行する。(料金表の改訂)

横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ指定事業運営規程

第7条 別表1

(介護予防支援の場合)

項目	区分	単位数	利用料 (円)	備考
(1) 基本額	要支援 1	442	4,915	
	要支援 2			
(2) 加算額	初回加算	300	3,336	初回月のみ
	委託連携加算	300	3,336	委託開始月のみ

介護職員処遇改善加算	(介護報酬総単位数※1×2.1%)※2×11.12	一月につき
------------	---------------------------	-------

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員等処遇改善加算等の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））

(介護予防ケアマネジメント)

項目	区分	単位数	利用料 (円)	備考
(1) 基本額	要支援 1	442	4,915	
	要支援 2			
	介護予防ケアマネジメント費(C・初回)			
(2) 加算額	初回加算	300	3,336	初回月のみ
	委託連携加算	300	3,336	委託開始月のみ

※利用料の計算方法：単位数×11.12円（横浜市の地域単価）＝利用料（小数点以下切り捨て）

※ご利用者負担額はありますが、介護保険料を滞納の場合は、介護報酬10割負担となるため、上記の利用料を一旦お支払いいただく場合があります。（介護予防支援のみ）

※委託連携加算とは、地域包括支援センターと居宅介護支援事業者とが委託時に適切な情報連携をした場合に算定

横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業運営規程
第 16 条 別表 2

区名・町名	範 囲
瀬谷区	二ツ橋町の一部（相鉄本線から北側） 東野全域・東野台全域・相沢 1 ～7丁目 瀬谷 1 ～ 3 丁目